

書評と紹介

藤野 豊著

『「黒い羽根」の戦後史』

——炭鉱合理化政策と
失業問題』

評者：島西 智輝



はじめに

本書の表題の「黒い羽根」とは、「赤い羽根運動を模したもので、福岡県の筑豊地域の炭鉱の失業者家庭を救済すること」を目的に、1959～60年にかけて実施された黒い羽根運動で使用されたものである（296頁）。本書は、その「黒い羽根（運動）」に象徴される1940年代末から1960年頃までの日本の石炭産業合理化政策⁽¹⁾と炭鉱の失業問題の実態、およびその歴史的位置に関して、筑豊地域（福岡県）の中小炭鉱を中心に検討したものである。まず、本書の構成を紹介しよう。

まえがき

第1章 昭和天皇の巡幸に見る戦後日本の炭鉱問題

第2章 炭鉱合理化政策の開始と失業問題（一）

第3章 炭鉱合理化政策の開始と失業問題（二）

第4章 石炭鉱業合理化臨時措置法の成立

第5章 石炭鉱業合理化臨時措置法下の失業問題

第6章 炭鉱離職者臨時措置法の成立

第7章 映像と音声に記録された炭鉱の失業

第8章 黒い羽根運動の展開

あとがき

「まえがき」によると、著者は、日本のハンセン病問題や人身売買問題の歴史研究の過程で、「人身売買の温床となった戦後の炭鉱の歴史」に関心をもち、「高度経済成長ではない戦後日本の歴史を炭鉱から明らかにしていこう」と決意したという（1～4頁）。そして、著者自身の記憶に残る黒い羽根運動を手がかりに、炭鉱における失業問題との闘いへの関心を深めていったことが言明される（4頁）。一方、著者は炭鉱遺産が複数含まれる「明治日本の産業革命遺産」による街おこしの現状にも触れ、「誇り得る歴史の遺産」としてだけでなく、「負の遺産」としても炭鉱を記憶すべきではないか、と問題提起している（5～6頁）。これらから、著者は、高度成長期日本の「負の遺産」のひとつとして、炭鉱の失業問題を捉えようとしていることが分かる。以下、本書の内容を紹介したうえで、本書の貢献と問題点について具体的に論じていきたい。

本書の概要

「まえがき」についてはすでに触れたので、第1章から内容を紹介します。第1章は、敗戦後の炭鉱巡幸を取り上げ、それが石炭産業や炭鉱労使関係に与えた意義を検討している。まず、敗戦後、天皇が炭鉱に強い関心をもっていたこと、および経済復興における石炭増産の重要性を指摘している。続いて、主として新聞資料や警察・警備関係資料を用いて、1947年の常磐（福島県）と宇部（山口県）への炭鉱巡幸、お

よび1949年の九州各地での炭鉱巡幸の過程と、巡幸時の天皇および労使の発言を検討している。共産党関係者など一部を除いて、労使双方が天皇巡幸を歓迎しており、増産と労使協調を求める天皇の発言が労使双方に受容されていた。しかし、1949年の石炭不況以降、石炭産業の「斜陽産業」化を象徴するかのようになり、1954年の夕張（北海道）への炭鉱巡幸啓では、増産や労使協調を求める天皇の発言は見られなかった。

第2～3章は、1940年代末から1955年の石炭鉱業合理化臨時措置法（以下、合理化法）制定までの時期における石炭産業合理化とそれともなう失業問題について、新聞資料や議会資料などを駆使し、筑豊炭田の中小炭鉱を中心に検討している。1948～1949年にかけての経済安定九原則、ドッジ・ライン、石炭統制撤廃などを契機に石炭不況が到来した。朝鮮戦争勃発後、石炭好況が訪れるが、それは長続きせず、1953年以降深刻な不況に陥った。この間、政府や炭鉱経営者は生産合理化を志向するが、その主な手段は労働強化による能率上昇、人員整理、および休閉山であった。石炭不況の中小炭鉱労働者への打撃は激しく、賃金欠配等による生活難だけでなく、解雇による失業、さらには家族の身売りなど過酷な対応を余儀なくされた。これに対して、炭鉱労使や野党議員は政府による失業対策を訴えていたが、政府は失業を容認していた。

第4章は、1955年に制定された合理化法案の審議過程と、筑豊を中心とした産炭地の各主体の反応について検討している。野党や公聴会参加者が、失業対策や地方自治体の財政悪化対策の不備を訴えたにもかかわらず、政府は経済成長が解決する問題として失業問題を楽観視し、一時的な失業対策を立案するにとどまった。しかし、筑豊ははじめ産炭地では失業や人身

売買にくわえ、犯罪や教育問題も深刻化した。

第5章は、合理化法施行後から1958年頃までの政府・国会の動向と、筑豊における炭鉱閉山と失業者の状況について検討している。合理化法施行後も政府は依然として炭鉱の失業問題や中小炭鉱の閉山問題を楽観視しており、石炭鉱業整備事業団（以下、事業団）による非能率炭鉱の買収が進められた。非能率の中小炭鉱が集積していた筑豊では、買収にともなう閉山と失業者の発生が増加した。事業団は買収後の炭鉱住宅の居住や電気・水道の使用を認めなかったが、地方自治体の首長らの努力によって解決が図られた。一方で、欠食児童問題など、産炭地の子どもたちの悲惨な境遇への社会的関心が徐々に高まっていった。

第6章は、炭鉱離職者臨時措置法（以下、離職者法）の審議過程について検討している。政府もようやく失業対策の重要性を認識するに至り、1959年の合理化法改正時に失業対策の充実について閣議了解を行うとともに、離職者法案を上程した。同法案は、与野党の賛成で同年末に成立した。このように失業対策が充実した背景として、「世論の同情」があり、その具体例が黒い羽根運動であった。一方、同法に基づく離職者対策の主眼は、他地域への移転も含む他産業への転換であり、石炭産業内での離職者吸収ではなかった。

第7章は、今村昌平監督の映画「にあんちゃん」（1959年）、大坪二郎演出のラジオ劇「ボタ山」（1954年）、内川清一郎監督の映画「筑豊のこどもたち」（1960年）などの作品を取り上げ、石炭産業合理化政策や中小炭鉱の失業問題がこれらの作品でどのように取り上げられたのかを検討している。一部の例外はあるものの、これらの作品は、失業問題の実態とともに、炭鉱失業者や産炭地の子どもたちへの深い同情、炭鉱の失業問題に対する政府の無策への

批判などを描いている。しかし、炭鉱の失業問題の解決策として示されるのは、炭鉱からの脱出しかなかった⁽²⁾。

第8章は、黒い羽根運動の提起から終了までの過程、および運動から派生した医学生やキリスト者らによる活動について検討している。1959年夏に福岡県で始まった黒い羽根運動は、県、市町村、与野党議員、母親大会、労組など、様々な主体によって実施されることになった。黒い羽根運動の提案を広く提起していったのは、キリスト者である徳永喜久子らが参加していた福岡県母親大会であり、ここから全国母親大会へと広がっていった。こうした広範な運動が組織され得た背景には、キリスト者であり、同年に社会党公認で県知事に当選した鶴崎多一の属性とコーディネーション能力があった。黒い羽根運動が実施されると、各主体の主導権争いを内包しつつも九州各地や東京などで募金活動が開始された。運動はジャーナリズムの高い関心を集めたが、募金額は目標額にわずかに届かなかった。しかし、救援物資を含めると目標額を大きく上回り、炭鉱の失業問題に対する緊急対策として意義のあるものであった。黒い羽根運動は医学生による無料診療やキリスト教奉仕団・学生キャラバンの活動にも支えられていた。

「あとがき」については、とくに結論等は述べられていないので、紹介を省略する。

本書の貢献と問題点

本書の貢献は、以下の3点である。第1は、本書のほぼ全章をとおして、1940年代末から1960年頃までの筑豊地域の炭鉱における失業の実態を詳細に明らかにしていることである。炭鉱の失業問題については、新聞・雑誌報道はもとより、研究調査報告、上野英信『追われゆく坑夫たち』（岩波書店、1960年）などのルポ

ルタージュ、および著者が第7章で取り上げている芸術作品などが残されているが、著者がそれらを丹念に整理・再構成することで、読み手は失業とそれにとまなう貧困の惨状を詳細に知ることができる。

第2は、炭鉱の失業対策を軽視し続けてきた政府・与党が、野党の追及、地方からの要望、および世論の盛り上がり背景として失業対策の策定に乗り出さざるを得なくなる政治過程が描かれていることである。評者を含め、先行研究では、1940年代末～1950年代前半の炭鉱の失業問題の深刻化と、その対策としての離職者法制定に至る過程は、単線的な過程として捉えられがちであるが、本書によって、そのような捉え方が皮相なものであることを教えられた。

第3は、黒い羽根運動の提起から終了までを丁寧に跡づけ、運動の成果と限界だけでなく、運動に参加した組織・団体間の内部対立、およびこうした脆さをはらんだ運動の維持・拡大に貢献した鶴崎多一知事や徳永氏らキリスト者の役割を明らかにしていることである。とくに、キリスト教奉仕団や学生キャラバンの活動は、先行研究でもほとんど言及されておらず、戦後日本の社会運動におけるキリスト者・キリスト教団体が果たした役割の重要性について、新たな光を当てるものだと言える。

このように、本書は石炭産業史のみならず、政治史、社会運動史においても重要な貢献をなすものであるが、いくつかの問題点も指摘できる。

第1は、本書における中小炭鉱経営者の位置づけである。1952年度の長者番付上位10人中8人が中小炭鉱経営者であったことから分かるように⁽³⁾、中小炭鉱経営者のなかには、炭鉱経営によって莫大な私財を蓄積した者もあった。また、短期的な利得を求めて炭鉱を開坑する一方（162頁）、事故や災害が起こればただちに閉山する者や、炭鉱経営で得た利益を炭鉱

以外の事業に投じる者もあった。石炭需要の減少や炭価の低下という石炭産業に共通する問題や、大手炭鉱による優良鉱区独占といった問題はあったにせよ、一部の中小炭鉱経営者の稚拙な経営・労務管理は、中小炭鉱が集積していた筑豊における炭鉱の失業問題を検討するうえで、看過できない論点なのである。

しかし、本書では、労働者を失業に追いやった中小炭鉱経営者に対する批判は微弱であり、むしろ中小炭鉱経営者（および議員兼職者）は炭鉱の失業問題を政府に訴えたり、対策を促したりする存在として描かれている（89, 123, 220, 225～226頁など）。本書を通じて、著者が政府の無策や大手炭鉱の中小炭鉱切り捨てに対して鋭い批判をくわえているのとは対照的である。こうした著者の姿勢や上記の問題を踏まえると、評者には、著者がなぜ中小炭鉱経営者をこのような位置づけで描いているのか、その意図が理解できなかった。

第2は、筑豊における炭鉱の失業問題を、政府の石炭政策の不備のみと結びつけて捉えることの妥当性である。評者はかつて、筑豊における炭鉱離職者問題は、被差別部落問題と切り離して論じることはできない、と指摘したことがある⁽⁴⁾。著者もまた、馬原鉄男の議論を引用する形で、筑豊の炭鉱における被差別部落問題の深刻さに言及している（2頁）。さらに、著者は「にあんちゃん」で炭鉱における朝鮮人差別の実態が描かれていることも指摘している（266, 272頁）。このように、著者は筑豊の炭鉱における被差別部落や民族差別の問題を認識しているにもかかわらず、本書では政府の無策を強調している。筑豊における炭鉱の失業問題が、政府の無策の結果として単純化されて理解されないためにも、被差別部落や民族差別の問題も含めた考察が必要だったのではないだろうか。

第3は、提示された課題が十分に論証されて

いない章が散見されることである。たとえば、第1章で、著者は、炭鉱巡幸が労働運動の脱階級闘争化に与えた影響を検証する、と述べているが（8～9頁）、炭鉱巡幸を労使双方が歓迎し、増産や労使協調の意向を天皇に示したことを明らかにしているものの、それが労働運動の脱階級闘争化を意味しているのか否かは明らかではない。

また、第4章で、著者は、合理化法制定時の石炭政策に離職者対策が盛り込まれたことが炭鉱労働者の離職へのインセンティブになった可能性がある、という評者の見解を批判し、「炭鉱合理化政策のもとでの失業対策がきわめて不十分であったがゆえに、労働者は意思に反して炭鉱を離れざるを得なかったのではないか」（115頁）という疑問を提起している。しかし、失業対策が不十分であったことは明らかにされているが、そのことと炭鉱労働者の意に反した離職との因果関係は不明であり、評者の見解の妥当性も検証されていない。

さらに、第6章で、著者は、離職者法が「炭鉱失業者の救済に効果を上げ得るものだったのか、成立した法の内容の検証も必要」であると述べている（217頁）。しかし、同法の問題点を具体的に指摘し、かつ筑豊炭田の再開発事業への失業者吸収という九州経済調査会による当時の提案を紹介しているが、提案の実効性は何ら検証されていない。

第4は、本書の主要資料として、新聞資料が多用されていることである。新聞記事は、記者の主観や社論の影響を排除できない以上、失業者や失業者家庭の惨状を誇張したり、行政や企業の対応を過小評価したりする可能性は否定できない。無論、著者は他の調査報告等も併用しているが、史料批判なしに新聞資料を多用していることについて、評者は戸惑いを覚えた。豊富な情報をもつ新聞資料であるが、その限界も

明記すべきだったのではないだろうか。

著者も述べているように、近年、日本の石炭産業の歴史に対しては、肯定的な評価が一般化してきている（5～6頁）。本書によって、日本の石炭産業の歴史がより多面的に理解されるようになることを望む。

（藤野 豊著『「黒い羽根」の戦後史——炭鉱合理化政策と失業問題』六花出版，2019年9月，vi + 374頁，定価2,800円＋税）

（しまにし・ともき 東洋大学経済学部教授）

-
- (1) 著者が「炭鉱合理化政策」としている政策は、炭鉱のみならず石炭の流通や消費などの問題も含む総合的な政策のため、本稿では「石炭産業合理化政策」や「石炭政策」と表記する。
 - (2) 本章で、映画『筑豊のこどもたち』の主演俳優が「加藤大介」と記されているが、「七人の侍」や「南の島に雪が降る」などに出演していた「加東大介」の誤りであろう。
 - (3) 菊地浩之（2015）『日本の長者番付——戦後億万長者の盛衰』平凡社，33頁。
 - (4) 島西智輝（2011）『日本石炭産業の戦後史——市場構造変化と企業行動』慶應義塾大学出版会，242～244頁。